

役員及び構成員について

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 33 条各号に掲げる構成員）については、以下のとおりです。

記

	液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者及びその役職員は、3分の1を超えません。
	液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者及びその役職員は、3分の1を超えません。
	液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者及びその役職員は、3分の1を超えません。

※該当する項目に「○」をつけてください。